

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

平成29年 6月 1日

愛知県知事 殿

提出者

住 所 愛知県刈谷市松栄町3-15-9

氏 名 所長 河内 実

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0566-62-6588

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	日本道路株式会社東愛知出張所
事業場の所在地	愛知県刈谷市松栄町3-15-9
計画期間	平成29年4月1日～平成30年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	06：総合工事業
②事業の規模	9,512万円
③従業員数	20名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	愛知県内各諸工事において発生→委託中間処理業者にて破碎・圧縮処理 →主に建設材料として再資源化

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別添資料 日本道路(株)中部支店 総合マネジメントシステムに関する主な要員の割り当て  
組織図

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（28年度）実績】別紙の通り		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
(これまでに実施した取組) 中間処理により、最終処分場の削減に努めているが、受注した工事の内容により、排出量を大幅に左右される建設工事において、積極的に排出量を抑制する工法提案を行った			
② 計画	【目標】別紙の通り		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
(今後実施する予定の取組) 企画・設計及び施工の各段階において、発注者と事前の調整を行う事により、排出量の削減に取り組む。			

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 木くず、廃プラ、鉄くず、紙くず 産廃種類毎に産廃ボックスを設置し、関係者に分別徹底を指導する。
	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 木くず、廃プラ、鉄くず、紙くず 前年度と同様の手段で、引き続き分別徹底を行う。

## (第3面)

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（ 年度）実績】	
①現状	産業廃棄物の種類
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量
(これまでに実施した取組) 該当なし	
【目標】	
②計画	産業廃棄物の種類
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量
(今後実施する予定の取組)	

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（ 年度）実績】	
①現状	産業廃棄物の種類
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量
(これまでに実施した取組) 該当なし	
【目標】	
②計画	産業廃棄物の種類
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量
(今後実施する予定の取組)	

## (第4面)

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

		【前年度（ 年度）実績】	
①現状		産業廃棄物の種類	
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量		t	t
(これまでに実施した取組) 該当なし			
②計画		【目標】	
産業廃棄物の種類			
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量		t	t
(今後実施する予定の取組)			

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度（ 28 年度）実績】別紙の通り	
① 現状		産業廃棄物の種類	
全処理委託量		t	t
優良認定処理業者への 処理委託量		t	t
再生利用業者への 処理委託量		t	t
認定熱回収業者への 処理委託量		t	t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量		t	t
(これまでに実施した取組) アスファルトガラ、コンクリートガラについては、破碎後、建設資材としてリサイクルを行う処分委託会社へ100%持ち込んでいる。金属くず、木くず、紙くず、廃プラスチックについては、徹底した分別回収を行うことにより、処分委託会社にてほぼ100%の再利用を行っている。			

② 計画	【目標】別紙の通り		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
<p>(今後実施する予定の取組)            最終処分場が更に減少するように、再資源化能力の高い施設での処理を検討する</p>			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

単位(t)

28年度実績	産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラスチック	木くず	汚泥	ガラスくず、コンクリートくずおよび陶磁器くず					合計
	排出量	1,265	1	27	4	57					1,354

単位(t)

29年度計画	産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラスチック	木くず	汚泥	ガラスくず、コンクリートくずおよび陶磁器くず					合計
	排出量	1,250	1	25	3	55					1,334

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

単位(t)

28年度実績	産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラスチック	木くず	汚泥	ガラスくず、コンクリートくずおよび陶磁器くず					合計
	全処理委託量	1,265	1	27	4	57					1,354
	優良認定処理業者への処理委託量	0	0	0	0	0					0
	再生利用業者への処理委託量	1,265	1	27	4	57					1,354
	認定熱回収業者への処理委託量	0	0	0	0	0					0
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託	0	0	0	0	0					0

単位(t)

29年度計画	産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラスチック	木くず	汚泥	ガラスくず、コンクリートくずおよび陶磁器くず					合計
	全処理委託量	1,250	1	25	3	55					1,334
	優良認定処理業者への処理委託量	0	0	0	0	0					0
	再生利用業者への処理委託量	1,250	1	25	3	55					1,334
	認定熱回収業者への処理委託量	0	0	0	0	0					0
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託	0	0	0	0	0					0